

プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律（概要）（令和3年4月28日公布）

1. 新たな裁判手続の創設

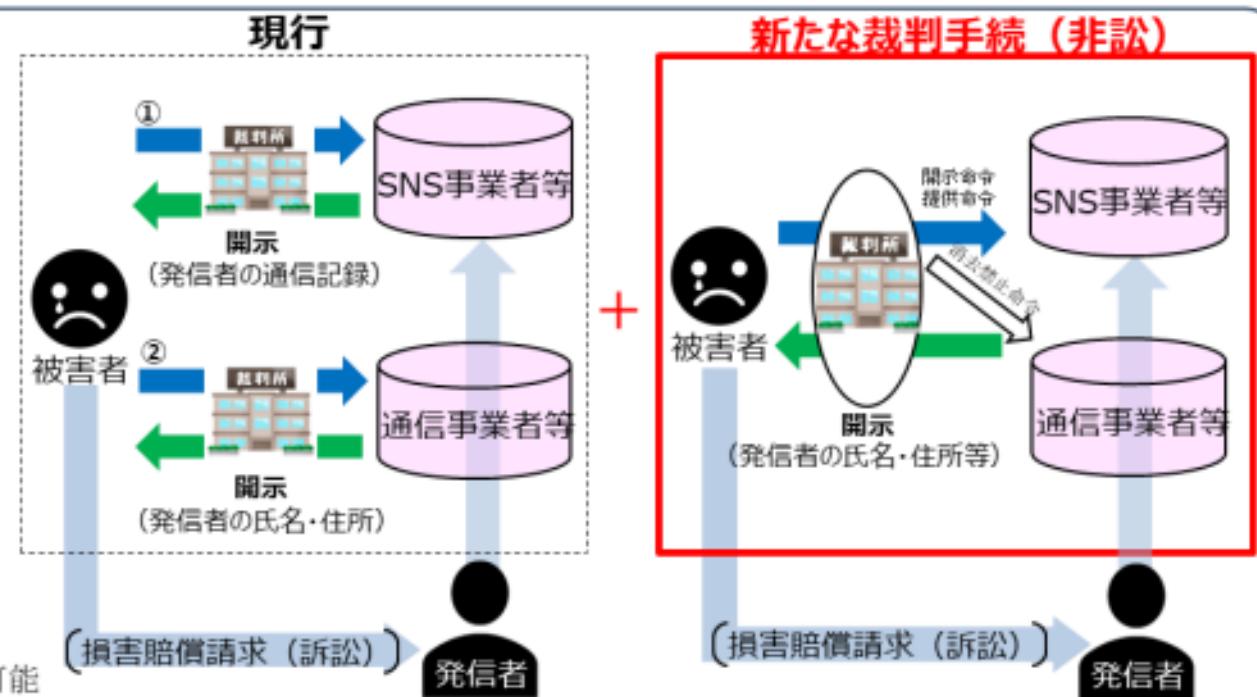
現行の手続では発信者の特定のため、2回の裁判手続※を経ることが一般的に必要。

※SNS事業者等からの開示と通信事業者等からの開示

【改正事項】

- ・発信者情報の開示を一つの手續で行うことを可能とする「新たな裁判手続」(非訟手続)を創設する。
- ・裁判所による開示命令までの間、必要とされる通信記録の保全に資するため、提供命令及び消去禁止命令※を設ける。※侵害投稿通信等に係るログの保全を命令
- ・裁判管轄など裁判手続に必要となる事項を定める。

※新たな非訟手続では米国企業に対してEMS等で申立書の送付が可能

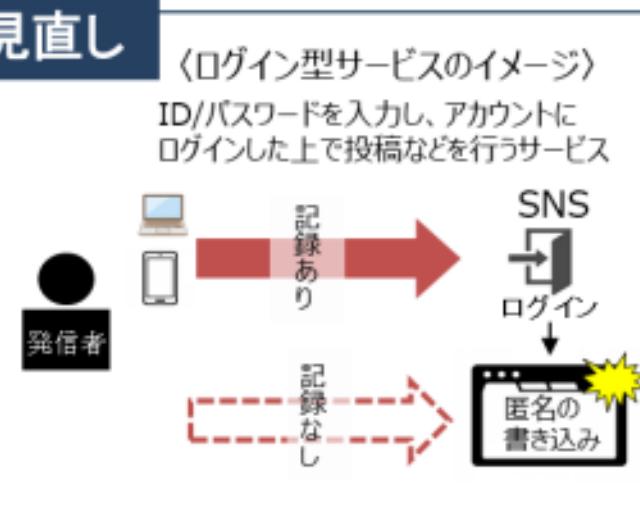


2. 開示請求を行うことができる範囲の見直し

SNSなどのログイン型サービス等において、投稿時の通信記録が保存されない場合には、発信者の特定をするためにログイン時の情報の開示が必要。

【改正事項】

- ・発信者の特定に必要な場合には、ログイン時の情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲等について改正を行う。



3. その他

【改正事項】

- ・開示請求を受けた事業者が発信者に対して行う意見照会※において、発信者が開示に応じない場合は、「その理由」も併せて照会する。
※新たな裁判手続及び現行手続（訴訟手続及び任意開示）の場合

(令和3年4月28日公布)

(令和4年10月1日施行予定)